

## 国家戦略特別区域基本方針 改正案

下線：変更箇所

改正案	現行
<p data-bbox="461 359 784 384">国家戦略特別区域基本方針</p> <div data-bbox="734 395 1093 821" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成26年2月25日閣議決定  平成26年10月7日一部変更  平成27年9月18日一部変更  平成29年7月7日一部変更  平成30年3月30日一部変更  令和2年10月30日一部変更  令和4年4月1日一部変更  令和5年○月○日一部変更</p> </div> <p data-bbox="71 919 219 944">第一 (略)</p> <p data-bbox="71 1023 1088 1150">第二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針</p> <p data-bbox="71 1177 192 1203">1. (略)</p> <p data-bbox="71 1278 555 1303">2. 規制・制度改革等の施策の推進体制</p> <p data-bbox="71 1331 192 1356">① (略)</p> <p data-bbox="71 1383 555 1409">②内閣府及び関係府省庁の役割及び連携</p>	<p data-bbox="1516 359 1839 384">国家戦略特別区域基本方針</p> <div data-bbox="1780 395 2139 774" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成26年2月25日閣議決定  平成26年10月7日一部変更  平成27年9月18日一部変更  平成29年7月7日一部変更  平成30年3月30日一部変更  令和2年10月30日一部変更  令和4年4月1日一部変更</p> </div> <p data-bbox="1126 919 1274 944">第一 (略)</p> <p data-bbox="1126 1023 2143 1150">第二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針</p> <p data-bbox="1126 1177 1247 1203">1. (略)</p> <p data-bbox="1126 1278 1610 1303">2. 規制・制度改革等の施策の推進体制</p> <p data-bbox="1126 1331 1247 1356">① (略)</p> <p data-bbox="1126 1383 1610 1409">②内閣府及び関係府省庁の役割及び連携</p>

国家戦略特区制度の推進に当たっては、内閣府において、基本方針の案の作成（変更を含む。）、国家戦略特区を指定する政令案の作成、諮問会議の庶務、規制の特例措置等の提案の受付、法第6条に基づく国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）の策定、区域会議の庶務、法第8条に基づく国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）の認定、法第28条の2第1項に基づく国の機関等に対するデータ提供の求めの受付、法第28条の4第1項に基づく新たな規制の特例措置の求めの受付その他の法に基づき内閣総理大臣又は国家戦略特別区域担当大臣が行うこととされている事項に関する事務を行う。

また、内閣府は、政府の関係行政機関（以下「関係府省庁」という。）の施策間の総合的な調整を図るものとする。その際、国家戦略特別区域担当大臣は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第12条に基づき、関係府省庁の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求められることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができることとされている。また、データ連携基盤の構築に当たっては、スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保に関する検討等について、内閣府科学技術・イノベーション担当部局、デジタル庁等と内閣府国家戦略特区担当部局との連携を強化する。

国家戦略特区を政府一体となって推進する体制の構築が重要であることから、関係府省庁は、所掌事務の縦割りの弊害に陥ることなく、内閣府と緊密に連携し、国家戦略特区における法第6条第2項第1号の目標の達成に向け、必要な施策を集中的に講ずるなど最大限努力するものとする。

また、関係府省庁の長については、迅速で簡潔に実行できる体制を構築する観点から諮問会議及び区域会議の必須の構成員とされていないが、事業及び規制の特例措置を所管している専門的な立場から、法第7条第3項又は第33条第2項の規定により必

国家戦略特区制度の推進に当たっては、内閣府において、基本方針の案の作成（変更を含む。）、国家戦略特区を指定する政令案の作成、諮問会議の庶務、規制の特例措置等の提案の受付、法第6条に基づく国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）の策定、区域会議の庶務、法第8条に基づく国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）の認定、法第28条の2第1項に基づく国の機関等に対するデータ提供の求めの受付、法第28条の4第1項に基づく新たな規制の特例措置の求めの受付その他の法に基づき内閣総理大臣又は国家戦略特別区域担当大臣が行うこととされている事項に関する事務を行う。

また、内閣府は、政府の関係行政機関（以下「関係府省庁」という。）の施策間の総合的な調整を図るものとする。その際、国家戦略特別区域担当大臣は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第12条に基づき、関係府省庁の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求められることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができることとされている。また、データ連携基盤の構築に当たっては、スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保に関する検討等について、内閣官房情報通信技術総合戦略室及び内閣府科学技術・イノベーション担当部局等と内閣府国家戦略特区担当部局との連携を強化する。

国家戦略特区を政府一体となって推進する体制の構築が重要であることから、関係府省庁は、所掌事務の縦割りの弊害に陥ることなく、内閣府と緊密に連携し、国家戦略特区における法第6条第2項第1号の目標の達成に向け、必要な施策を集中的に講ずるなど最大限努力するものとする。

また、関係府省庁の長については、迅速で簡潔に実行できる体制を構築する観点から諮問会議及び区域会議の必須の構成員とされていないが、事業及び規制の特例措置を所管している専門的な立場から、法第7条第3項又は第33条第2項の規定により必

要に応じて諮問会議又は区域会議への参加を求めることとしているほか、法第8条第10項の規定により内閣総理大臣による区域計画の認定の際同意を求めることとしている。また、法第28条の2第6項に基づくデータの提供及び内閣総理大臣への通知、法第28条の4第8項に基づく新たな規制の特例措置の内容の内閣総理大臣への通知及び公表等を行うこととしている。

③ (略)

3. (略)

#### 4. 国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項

①～⑤ (略)

#### ⑥認定の取消し及び区域指定の解除

##### I) 区域計画の認定の取消しに関する基本的な事項

内閣総理大臣は、認定区域計画の評価結果等を踏まえ、認定区域計画が法第8条第8項各号に定める認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法第11条に基づき、その認定を取り消すことができることとされている。

この場合において、内閣総理大臣は、認定の取消しが当該区域計画に定められた特定事業の実施や当該事業に係る規制の特例措置の適用に影響を及ぼし得るものであることから、法第11条第1項の規定により、あらかじめその旨を関係府省庁の長へ通知する必要がある。

また、法第11条第2項に基づき、関係府省庁の長は、内閣総理大臣に対し、区域計画の認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができることとされている。これは、特定事業の適正な実施のために必要な措置が講じられない場合等には、

要に応じて諮問会議又は区域会議への参加を求めることとしているほか、法第8条第9項の規定により内閣総理大臣による区域計画の認定の際同意を求めることとしている。また、法第28条の2第6項に基づくデータの提供及び内閣総理大臣への通知、法第28条の4第8項に基づく新たな規制の特例措置の内容の内閣総理大臣への通知及び公表等を行うこととしている。

③ (略)

3. (略)

#### 4. 国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項

①～⑤ (略)

#### ⑥認定の取消し及び区域指定の解除

##### I) 区域計画の認定の取消しに関する基本的な事項

内閣総理大臣は、認定区域計画の評価結果等を踏まえ、認定区域計画が法第8条第7項各号に定める認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法第11条に基づき、その認定を取り消すことができることとされている。

この場合において、内閣総理大臣は、認定の取消しが当該区域計画に定められた特定事業の実施や当該事業に係る規制の特例措置の適用に影響を及ぼし得るものであることから、法第11条第1項の規定により、あらかじめその旨を関係府省庁の長へ通知する必要がある。

また、法第11条第2項に基づき、関係府省庁の長は、内閣総理大臣に対し、区域計画の認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができることとされている。これは、特定事業の適正な実施のために必要な措置が講じられない場合等には、

関係府省庁の長から内閣総理大臣に意見の申出を行うこととすることにより、内閣総理大臣は認定の取消しに関し、より適切な判断をすることができるようにするものである。

Ⅱ) (略)

5. (略)

第三・第四 (略)

第五 第8条第1項に規定する区域計画の同条第8項の認定に関する基本的事項

1. 区域計画の作成に関する基本的な事項

①区域計画作成に当たっての基本的考え方

区域会議は、法第8条に基づき、基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとされている。

区域計画は、国家戦略特区において、

ア) 法第2条第3項の規制の特例措置

イ) 構造改革特区の規制の特例措置

ウ) 法第28条に基づく利子補給金（以下「国家戦略特区支援利子補給金」という。）の支給

エ) 課税の特例措置

オ) 法第27条の6に基づく財産の処分の制限に係る承認の手続の特例措置

を実際に適用するために必要な事項を示すものである。

区域計画は、特区において実施する具体的な特定事業等を定める、いわば実施計画であり、区域会議の構成員である国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長

関係府省庁の長から内閣総理大臣に意見の申出を行うこととすることにより、内閣総理大臣は認定の取消しに関し、より適切な判断をすることができるようにするものである。

Ⅱ) (略)

5. (略)

第三・第四 (略)

第五 第8条第1項に規定する区域計画の同条第7項の認定に関する基本的事項

1. 区域計画の作成に関する基本的な事項

①区域計画作成に当たっての基本的考え方

区域会議は、法第8条に基づき、基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとされている。

区域計画は、国家戦略特区において、

ア) 法第2条第3項の規制の特例措置

イ) 構造改革特区の規制の特例措置

ウ) 法第28条に基づく利子補給金（以下「国家戦略特区支援利子補給金」という。）の支給

エ) 課税の特例措置

を実際に適用するために必要な事項を示すものである。

区域計画は、特区において実施する具体的な特定事業等を定める、いわば実施計画であり、区域会議の構成員である国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長

及び民間事業者の三者等により、相互に密接な連携の下に協議した上で、これら全員の合意により作成しなければならないものである。

区域計画の作成に当たり、地域の実情や住民の声は、関係地方公共団体の長の参画及び第四 1. の住民その他の利害関係者の意向の確認等を通じて適切に反映するよう努めるものとする。また、国家戦略特別区域担当大臣は、自ら計画を推進する立場に立って積極的に関与することで、意思決定の迅速化に努めるものとする。また、実施しようとする特定事業に係る手続について、できる限り合理化及び迅速化に努めるものとする。なお、区域計画は、必要に応じ、法第 9 条の規定に基づき変更を行うものとする。

②・③ (略)

## 2. 区域計画の認定に関する基本的な事項

### ①内閣総理大臣による認定の意義及び効果

区域計画については、基本方針及び区域方針との適合性等を担保する必要があることから、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。

内閣総理大臣は、法第 8 条第 8 項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。当該認定を受けることにより、区域計画に定められた特定事業について規制の特例措置や国家戦略特区支援利子補給金等の適用を受けることが可能となる。

### ②認定基準

法第 8 条第 8 項各号に定める基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

ア) 基本方針及び当該国家戦略特区に係る区域方針に適合するものであること。

及び民間事業者の三者等により、相互に密接な連携の下に協議した上で、これら全員の合意により作成しなければならないものである。

区域計画の作成に当たり、地域の実情や住民の声は、関係地方公共団体の長の参画及び第四 1. の住民その他の利害関係者の意向の確認等を通じて適切に反映するよう努めるものとする。また、国家戦略特別区域担当大臣は、自ら計画を推進する立場に立って積極的に関与することで、意思決定の迅速化に努めるものとする。また、実施しようとする特定事業に係る手続について、できる限り合理化及び迅速化に努めるものとする。なお、区域計画は、必要に応じ、法第 9 条の規定に基づき変更を行うものとする。

②・③ (略)

## 2. 区域計画の認定に関する基本的な事項

### ①内閣総理大臣による認定の意義及び効果

区域計画については、基本方針及び区域方針との適合性等を担保する必要があることから、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。

内閣総理大臣は、法第 8 条第 7 項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。当該認定を受けることにより、区域計画に定められた特定事業について規制の特例措置や国家戦略特区支援利子補給金等の適用を受けることが可能となる。

### ②認定基準

法第 8 条第 7 項各号に定める基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

ア) 基本方針及び当該国家戦略特区に係る区域方針に適合するものであること。

区域計画に定められた内容が、当該国家戦略特区に係る区域方針に合致していること、個別の規制の特例措置等の実施に係る要件、手続等が満たされていることなどをもって判断する。

イ) 区域計画の実施が当該国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が特定事業、構造改革特区法の特定事業等として定められていることをもって判断する。

ウ) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

特定事業、構造改革特区法の特定事業等について、区域計画が認定された場合に、事業が具体化されていること、事業の実施スケジュールが明確であることなどをもって判断する。

### ③迅速な処理

国家戦略特区制度においては、スピード感が重要であり、区域会議において作成された区域計画の実行が、内閣総理大臣の認定手続により遅れることがあってはならない。このため、内閣総理大臣の区域計画の認定手続は、できる限り迅速に行う。

また、関係府省庁の長は、内閣総理大臣が区域計画の認定を迅速に行うことができるよう、速やかに、法第8条第10項に基づく同意についての判断を行い、通知するものとする。

### ④法第8条第10項の趣旨

法第8条第10項に基づく区域計画に対する関係府省庁の長の同意は、専門的な立場から、区域計画に定められた特定事業の内容が当該特定事業について定めた法令の規定に合致しているか否かの判断を求めるものである。

区域計画に定められた内容が、当該国家戦略特区に係る区域方針に合致していること、個別の規制の特例措置等の実施に係る要件、手続等が満たされていることなどをもって判断する。

イ) 区域計画の実施が当該国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が特定事業、構造改革特区法の特定事業等として定められていることをもって判断する。

ウ) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

特定事業、構造改革特区法の特定事業等について、区域計画が認定された場合に、事業が具体化されていること、事業の実施スケジュールが明確であることなどをもって判断する。

### ③迅速な処理

国家戦略特区制度においては、スピード感が重要であり、区域会議において作成された区域計画の実行が、内閣総理大臣の認定手続により遅れることがあってはならない。このため、内閣総理大臣の区域計画の認定手続は、できる限り迅速に行う。

また、関係府省庁の長は、内閣総理大臣が区域計画の認定を迅速に行うことができるよう、速やかに、法第8条第9項に基づく同意についての判断を行い、通知するものとする。

### ④法第8条第9項の趣旨

法第8条第9項に基づく区域計画に対する関係府省庁の長の同意は、専門的な立場から、区域計画に定められた特定事業の内容が当該特定事業について定めた法令の規定に合致しているか否かの判断を求めるものである。

内閣総理大臣が区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第8条第10項に基づき、区域計画に記載された特定事業又は構造改革特区法の特定事業に関する事項について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

その際、関係府省庁の長は、区域計画に定められた特定事業の内容が、同意のための要件等に関して第六の内容に合致するよう作成された法令に適合していれば、同意するものとする。

また、構造改革特区の規制の特例措置については、関係府省庁の長は、区域計画に定められた構造改革特区の規制の特例措置の内容が構造改革特別区域基本方針別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した同表の内容に合致するように定められる法令に適合していれば、同意するものとする。

法第8条第6項に規定する事項（補助金等交付財産の活用に関する事項）を定めた区域計画の認定に対する関係府省庁の長の同意は、補助金等を所管する立場から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第22条における承認の基準に照らして行うものとする。

なお、関係府省庁の長は、補助目的の達成や補助金等交付財産（法第8条第6項に規定する財産をいう。以下同じ。）の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。

#### ⑤関係府省庁の長が不同意の判断をする場合の取扱い

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、どの部分が法令の規定に適合しないのかについて、具体的な理由を付して説明するものとする。

内閣総理大臣は、区域計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、法第8条第9項に基づき、諮問会議に対し意見を求めることができることとされており、関係府省庁の長が区域計画に対する同意に支障がある旨提起した場合には、当該区域計画の認

内閣総理大臣が区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第8条第9項に基づき、区域計画に記載された特定事業又は構造改革特区法の特定事業に関する事項について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

その際、関係府省庁の長は、区域計画に定められた特定事業の内容が、同意のための要件等に関して第六の内容に合致するよう作成された法令に適合していれば、同意するものとする。

また、構造改革特区の規制の特例措置については、関係府省庁の長は、区域計画に定められた構造改革特区の規制の特例措置の内容が構造改革特別区域基本方針別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した同表の内容に合致するように定められる法令に適合していれば、同意するものとする。

#### ⑤関係府省庁の長が不同意の判断をする場合の取扱い

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、どの部分が法令の規定に適合しないのかについて、具体的な理由を付して説明するものとする。

内閣総理大臣は、区域計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、法第8条第8項に基づき、諮問会議に対し意見を求めることができることとされており、関係府省庁の長が区域計画に対する同意に支障がある旨提起した場合には、当該区域計画の認

定について諮問会議の意見を聴くこととし、諮問会議においては、当該府省庁の長の意見聴取を行い、調査審議することとする。

⑥ (略)

第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

1. ～ 3. (略)

4. 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例措置

①財産の処分の制限に係る承認の手続の特例の趣旨及び概要

国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のため、法第2条第2項第1号又は第2号に規定する特定事業の実施に当たっての補助金等交付財産の活用（法第8条第6項に規定する補助金等交付財産の活用をいう。以下同じ。）に関する事項を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該補助金等交付財産の活用をする者に対する補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなすこととする。これにより、別途同条の承認の手続を重複して行う必要がなくなるものである。

②区域計画への記載事項

上記①の財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合には、区域計画に、次に掲げる事項を定めることが必要である。

ア) 当該補助金等交付財産の内容

a) 当該補助金等交付財産を所管する府省庁の名称

b) 当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称

定について諮問会議の意見を聴くこととし、諮問会議においては、当該府省庁の長の意見聴取を行い、調査審議することとする。

⑥ (略)

第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

1. ～ 3. (略)

(新設)



c) 当該補助金等交付財産の現状

イ) 当該補助金等交付財産の活用をする者（補助金等の交付を受けた補助事業者等）

ウ) 当該補助金等交付財産の利用の方法

a) 当該補助金等交付財産を活用して行う法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる事業及びその実施主体

b) 当該事業における当該補助金等交付財産の利用の方法

c) 当該補助金等交付財産の利用の形態（譲渡・貸与等の別、有償・無償の別）

**③区域計画認定の条件**

国家戦略特別区域における財産の処分の制限に係る承認手続の特例措置に係る区域計画の認定に当たっては、第五の2②に定めるところにより、判断するものとする。

**5. スーパーシティの実現に向けた支援措置等**

**①データ連携基盤の整備**

データ連携基盤は、スーパーシティ構想において根幹的な役割を担うものであって、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理するという性格上、情報セキュリティ等について高度な技術的対応等が求められる。このため、国は、法第37条の8の規定により、先端的サービスの実施の促進を図るため、データ連携基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととする。

② （略）

**4. スーパーシティの実現に向けた支援措置等**

**①データ連携基盤の整備**

データ連携基盤は、スーパーシティ構想において根幹的な役割を担うものであって、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理するという性格上、情報セキュリティ等について高度な技術的対応等が求められる。このため、国は、法第37条の8の規定により、先端的サービスの実施の促進を図るため、データ連携基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととする。

② （略）

第七・第八 (略)

第七・第八 (略)